

審 査 基 準 表

令和 6 年度みやざきフードビジネス人材育成支援事業業務委託

| 審査項目 | 審査内容 | 配点 | 総合 |
|--------|--|--------------|-----|
| 企画内容 | 各テーマについて、必要な内容が盛り込まれているか。 | 20 (5点×4) | 50 |
| | 講座の効果を高めるための魅力ある提案となっているか。 (実践講座、講師の選任等) | 15 (5点×3) | |
| | 人材育成(リスクリング)に資するものとなっているか。 (企業が派遣したいと思う内容か。) | 10 (5点×2) | |
| | オンライン受講への対応は可能か。 | 5 (5点×1) | |
| 業務実施体制 | 本業務を適正に実施できる人員体制となっているか。 (県職員の補助を想定したものとなっていないか。) | 15 (5点×3) | 35 |
| | 受講生募集の周知方法は十分か。 | 10 (5点×2) | |
| | 本業務を適正に実施できる講座スケジュールとなっているか。 (複数テーマの受講が可能か。) | 10 (5点×2) | |
| 経済性 | 提案内容に対し経費の積算は妥当であるか。 | 5 (5点×1) | 10 |
| | 節減が図られているか。 ※得点=(配点(5点)×最少提案価格/提案価格) | 5 (5点×1) | |
| 実績 | 本業務を受託するに相応しい同程度の業務実績や熟練度があるか。 | 5 (5点×1) | 5 |
| 合計 | | 100 | 100 |

【審査方法】

- 1 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- 2 全ての委員の点数を集計する。
- 3 集計の結果、合計点数がもっとも高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、最高点(同点を含む)を付けた委員が多いものを優先することとし、それでも順位がつかない場合は、委員による協議により決定する。
- 4 最低基準点は300点(満点500点(100点×5名)×6割)とする。
- 5 集計の結果、最低基準点以上となる参加者がいない場合は、受託候補者を決定しない。
- 6 参加者が1者だけの場合において、その点数が最低基準点以上であるときは、その参加者を受託候補者として決定する。

【評価基準(5段階)】※5段階の評価基準をベースに審査内容に応じた係数を乗じて採点する。

- 5 標準より非常に優れた提案
- 4 標準より優れた提案
- 3 標準的な提案
- 2 標準よりもやや劣る提案
- 1 標準より劣る提案